株式会社学情　定款

1977（昭和 52）年 10 月 22 日作成
1977（昭和 52）年 10 月 24 日公証人認証
1977（昭和 52）年 11 月 7 日会社設立
1989（平成元）年 12 月 27 日改訂
1990（平成 2）年 8 月 6 日改訂
1991（平成 3）年 12 月 17 日改訂
1995（平成 7）年 12 月 17 日改訂
1999（平成 11）年 2 月 22 日改訂
1999（平成 11）年 9 月 30 日改訂
1999（平成 11）年 12 月 27 日改訂
2000（平成 12）年 3 月 6 日改訂
2000（平成 12）年 4 月 1 日改訂
2000（平成 12）年 9 月 19 日改訂
2002（平成 14）年 1 月 29 日改訂
2002（平成 1）4 年 2 月 16 日改訂
2003（平成 15）年 1 月 28 日改訂
2004（平成 16）年 1 月 28 日改訂
2005（平成 17）年 12 月 20 日改訂
2006（平成 18）年 1 月 26 日改訂
2007（平成 19）年 1 月 25 日改訂
2008（平成 20）年 1 月 25 日改訂
2009（平成 21）年 1 月 23 日改訂
2011（平成 23）年 1 月 21 日改訂
2013（平成 25）年 1 月 25 日改訂
2016（平成 28）年 1 月 22 日改訂
2022（令和 4）年 1 月 28 日改訂

第1章　総則

（商号）

第1条　当会社は、株式会社学情と称する。英字名はGAKUJO　CO.,Ltd.とする。

（目的）

第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 広告宣伝物の企画ならびに製作
2. 損害保険代理業
3. 生命保険の募集に関する業務
4. 有料職業紹介事業
5. 就職情報誌の出版
6. 各種情報の収集、処理サービス
7. 企業の経営管理又は企業の販売活動に関する人材育成教育の受託
8. 各種イベントの企画、実施並びに運営管理
9. 労務・経営コンサルタント業
10. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業
11. 企業における人材育成のための教育及び指導に関するコンサルタント業
12. 就職相談
13. その他上記各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第3条　　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機関の設置）

第4条　当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

（公告方法）

第5条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第２章　　株式

（発行可能株式総数）

第6条　当会社の発行可能株式総数は、50,240,000株とする。

（単元株式数）
第7条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（株式取扱規程）
第8条　当会社の株式に関する取扱いは、取締役会において定める株式取扱規程による。

（株主名簿管理人）
第9条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

（単元未満株式の買増請求）
第10条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第 3 章　株主総会

（基準日）
第11条 当会社は、毎年 10 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

（招集）
第12条 当会社の定時株主総会は、毎年 1 月にこれを招集する。

（招集権者および議長）
第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、代表取締役がその議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
2　代表取締役が複数いる場合は、互選により議長を決定する。

（決議要件）
第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
2　会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

（買収防衛策）
第15条 当会社は、株主総会の決議により、当会社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保・向上のため、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）

に関する事項について決定することができる。当社は、当該対応策に基づく対抗措置として、取締役会の決議により、新株予約権者のうち大規模買付者等一定の者に対する差別的行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当てまたは会社法その他の法律および当社の本定款上認められるその他の措置を行うことができる。

（参考書類等のインターネット開示）

第16条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

（議決権の代理行使）

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出するものとする。

第４章　取締役および取締役会

（員数）

第18条 当会社の取締役は、７名以内とする。

（選任決議）

第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行う。

２ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（任期）

第20条 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２ 補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

（代表取締役および役付取締役）

第21条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

２ 取締役会の決議により、取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会）

第22条 取締役会は、取締役社長が招集し、代表取締役がその議長となる。代表取締役に事故が

あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2　代表取締役が複数いる場合は、互選により議長を決定する。

3　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

4　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとする。

5　取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除）

第23条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、その会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第 5 章　監査役および監査役会

（員数）

第24条　当会社の監査役は、5 名以内とする。

（選任）

第25条　監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第26条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

（常勤の監査役）

第27条　監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

（監査役会）

第28条　監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

（監査役の責任免除）

第29条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、その会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第6章　計算

（事業年度）

第 30 条　当会社の事業年度は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までの 1 年間とする。

（剰余金の配当）

第 31 条　株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2　前項のほか、取締役会の決議により、毎年 4 月 30 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（自己株式の取得）

第 32 条　取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第 33 条　期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。